

「諏訪湖の日フォーラム 2024（仮称）」開催業務 委託仕様書（案）

1 業務の名称

「諏訪湖の日フォーラム 2024（仮称）」開催業務

2 目的

諏訪地域の宝である諏訪湖に感謝し、守り、活かしていくため、諏訪湖創生ビジョン推進会議では、毎年 10 月 1 日を「諏訪湖の日」とすることとしており、この「諏訪湖の日」を多くの県民に普及・周知するとともに、諏訪湖について理解を深め、諏訪湖創生を推進していく機運醸成を図ることを目的とし、併せて長野県諏訪湖環境研究センター開所記念イベントにも位置付け「諏訪湖の日フォーラム 2024（仮称）」（以下「フォーラム」という）を実施する。

3 委託期間

契約締結の日から令和 6 年 11 月 29 日（金）まで

4 業務の内容

フォーラム開催に向けた実施スケジュール及びその内容の提案や出演者との調整、事前の周知、当日の運営等、フォーラム開催に係る全般の業務を委託し、経費は全て委託料に含めるものとする。

(1) フォーラム開催に向けた企画・調整・募集・受付業務

ア 契約期間中の実施スケジュールの提案及び打ち合わせの実施（オンライン可）

（打ち合わせは 7 回程度を想定）

イ 司会者・出演者*の提案・調整

※例：諏訪湖に生息する魚などと絡めて、生物多様性保全について講演できるタレント
ウ 世代を問わず多くの県民が「諏訪湖」に関心を寄せ、自らが考えるきっかけとなるようなプログラムの企画立案・調整

エ 参加者募集・受付

(2) フォーラムの開催、運営

ア フォーラム当日の運営業務全般（当日は県から 7 名協力可能）

イ 出演者等への謝金・旅費、フォーラム開催に要する経費*の支払い一式

※会場は長野県諏訪湖環境研究センター ホールとし会場使用料は発生しない。また、ホール内の機材等も無償で使用することができるが、動作確認等は受託者が行い、不足等がある場合は必要機材を用意し、委託経費から支払うこと

(3) 実行計画書および当日進行に関わる資料の作成

委託者および会場の管理者（長野県諏訪湖環境研究センター）と十分打合せのうえ、以下の資料を作成すること。

ア 実行計画書

- ・開催概要
- ・運営体制

- ・プログラム
- ・登壇者プロフィール
- ・会場構成（司会、登壇者、スタッフ、機材等の配置）
- ・進行台本

イ 当日のタイムスケジュールおよび各スタッフの役割分担表

(4) プログラム等の作成

当日参加者に配布するプログラム等を作成すること。内容は提案の上、最終的には委託者と相談して決定すること。

(5) アンケートの実施

ア 受託者は、参加者に対しアンケートを実施すること。なお、設問内容は委託者と相談の上、決定し、設問数は5～6問程度とする。

イ 受託者は、回収したアンケートをイベント実施後2週間以内に集計し、集計結果とアンケート原本を併せて提出すること。

ウ 受託者は、アンケート実施に当たり必要な備品を手配すること。

(6) 事前の周知

県内に広くフォーラム開催を周知するためチラシ・ポスターの作成・印刷・発送を行うこと。（参考：R5年度は諏訪管内の学校等、約18000部のチラシを配布）

5 フォーラム概要

(1) 開催期日

令和6年9月から10月まで間の休日のうち1日

（開催日は10月1日「諏訪湖の日」付近の休日を優先して検討・提案すること）

(2) 開催時間

2時間半～3時間程度

(3) 会場（予定）

以下の会場を使用し、使用日、時間数、控室数については提案による。

長野県諏訪湖環境研究センター ホール（固定席 504席）

（長野県岡谷市長地権現町4-11-51）

(4) 開催方法

対面方式（200～300名程度の観客を想定）

(5) 主催

諏訪湖創生ビジョン推進会議

(6) 参加費

参加者の参加費は無料とする。

(7) プログラム例

ア 講演会

イ トークショー

ウ 事例発表

エ パネルディスカッション・ミニコンサート等

オ 動画放送

※上記プログラムについては、あくまで例示であるため、これによる必要はないが、県民が「諏訪湖の日」の趣旨を理解し、諏訪湖環境研究センター開所記念イベントにふさわしく、また諏訪湖創生について考えるきっかけとなり、かつ多くの県民の参加を得られるような企画（出演者・演出内容）を提案（出演候補者は2者以上提案するこ

と)の上、県と協議し決定すること。

(また、県からの提案によるプログラム(最大50分程度)が生じた場合は柔軟に対応し、プログラムに組み込むこと。県が提案するプログラムは出演料・旅費にかかる経費を要しない予定であるため、委託料への積算は不要。)

※プログラムについては、受託者が出演者及び説明内容の調整を実施する。

※最終的なプログラムは、委託者と受託者で協議の上、決定する。

(8) 出演者

人数については、制限を設けない。

※基本的には、(3)の会場に全員が参集し、実施。

※最終的な出演者は、委託者と受託者で協議の上、決定する。

6 成果物等

4の業務内容をまとめた報告書を1部提出すること。

なお、作成したツール等については、全て委託者に帰属するものとし、報告書と併せて提出すること。

7 提出期限

4の業務内容をまとめた報告書については、令和6年11月29日(金)までに提出するものとする。

8 機密保持

受託者は、本業務により知り得た情報について、本業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならない。

9 その他

(1) 受託者決定から契約締結までの間に委託者と契約内容を詳細に協議すること。

(2) 本委託業務で作成する情報は、委託契約締結時に協議により詳細を詰めるものであること。なお、協議の過程で作成した情報の一部修正や作成が必要な情報以外のものを仕様追加する可能性がある。

10 委託業務実施に当たっての留意事項

詳細は、契約締結時に定めるものとする。

(1) 第三者への委託

委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、また請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承認を得た場合は、この限りではない。

(2) 委託業務に関して知り得た情報

委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は本委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(3) 個人情報の取扱い

本委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)の適用を受けるものとする。

(4) 委託者への損害賠償

受託者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(5) 第三者への損害賠償

受託者は、本委託業務の履行に当たり、受託者の故意又は重大な過失が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(6) 著作権の取扱い

受託者は、成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。

(7) 第三者が権利を有する著作権

納入される成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切を受託者の責任において処理するものとする。

(8) 定めのない事項等

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。

(9) 契約の解除

委託者は本仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、是正を命じ、あるいは、契約の解除等を行うことができるものとする。

(10) 本契約の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、その生じたときから委託者に帰属する。